

国公労連
日本国家公務員労働組合連合会

国民の いのちとくらしを まもる 行政の拡充を

貧困と格差をなくし
安心・安全な社会の実現のために



1

定員合理化計画の中止・撤回で 公務・公共サービスの拡充を

政府の定員管理政策の概要

政府は、国家公務員の定員（職員数の上限）について、「行政機関の職員の定員に関する法律」（総定員法）のもと、2004年に「今後の行政改革の方針」、2014年に「国家公務員の総人件費に関する基本方針」を閣議決定するなど、とりわけ2005年度から2024年度までの20年間では、5年間で10%の定員合理化（削減）を一方的かつ一律に実施してきました。

また、2024年6月には、2025年度以降の定員管理政策として、「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」（2014年閣議決定）を一部変更し、同年7月には、「令和7年度から令和11年度までの定員合理化目標数について」（内閣人事局長通知）を決定しました。依然として5年間で5%の定員合理化が維持されています（これまでの経緯は【表】のとおり）。

そうした政府の定員管理政策に伴い、国の行政機関の人的体制は脆弱化の一途をたどり、行政機能の低下や行政サービスを楽しむ国民

【表】これまでの定員合理化などの経緯

2004年12月	「今後の行政改革の方針」閣議決定 ● 5年間で2004年度末定員の10%以上削減
2006年05月	「行政改革推進法」「市場化テスト法」成立
2006年06月	「国の行政機関の定員の純減について」閣議決定 ● 5年間で5.7%以上の定員純減
2009年07月	「平成22年度以降の定員管理について」閣議決定 ● 5年間で2009年度末定員の10%以上合理化
2014年07月	「国家公務員の総人件費に関する基本方針」閣議決定 ● 5年間で前年度末定員の2%（5年10%）以上合理化
2024年06月	「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」一部変更 ● 5年間で前年度末定員の1%（5年5%）以上合理化
2024年07月	2031年度までの定員合理化目標数決定

の不利益ばかりでなく、職場・職員の実態として、さまざまな弊害を招いています。

定員と国家財政との相関関係

【グラフ1】は、「今後の行政改革の方針」が閣議決定された2004年度から2024年度までの定員と一般会計の歳出の推移を表示したものです。歳出総額は、国の行政の事業規模を定量的に把握するために有効な指標ですが、この21年間で年度当初の歳出予算が約137%に増加しているにもかかわらず、定員は約92%にまで減少しています。歳出総額と定員が相対的に反比例していることは、国の行政の事業規模が拡大する一方で、それに見合った増員が措置されてこなかったことを裏付けています。

【グラフ2】は、国家公務員の総人件費と国の公債残高を対比させたものです。総人件費が半減しているにもかかわらず、公債残高は2.3倍に膨張しています。2005年に閣議決定された「行政改革の重要方針」では、「『小さくて効率的な政府』を実現し、財政の健全化を図る」とされていましたが、国家公務員の総人件費と国の公債残高が相関関係にないことが明確です。

【グラフ1】
一般会計歳出総額と国家公務員の定員の推移
(2004年度～2023年度)



諸外国の公務員数との比較

【グラフ3】は、政府が公表している「公的部門における職員数の国際比較」です。地方公務員などが混在したのですが、国民に必要な行政サービスなどを提供するに当たって、どの程度の人的体制が必要なのかを判断するための指標です。国と地方の役割分担などは各国でさまざまですが、国家を維持・運営するための「公的部門」の役割は、これほどまでに顕著な差異はないはずです。

【グラフ4】は、総雇用者数（労働者数）に占める公務員数の割合を OECD 諸国で比較したものです。日本の割合は最低水準であり、31 か国平均の1/4 しかありません。公的部門が担う事業規模、すなわち行政サービスの水準が OECD 諸国と比較して、1/4 程度しか確保されていないこと、そうでなければ、必要な行政サービスを国際水準の1/4 程度の公務員数で維持していることを意味します。

【グラフ5】は、地方公務員や独立行政法人などを含めた公務員人件費について、OECD 諸国との比較を各国の GDP に占める割合で表示したものです。【グラフ3】の「公的部門における職員数」だけでなく、公務員人件費ベースで比較しても、日本は最低水準です。【グラフ2】で比較した公債残高を各国別に表示すると、日本の公務員人件費と公債残高との乖離

【グラフ2】
国家公務員人件費は半減、公債残高は2.3倍



注：2000年から2010年にかけての半減は①国立大学・研究機関・病院等の独立化②郵政民営化等による。
資料：内閣人事局「国家公務員の給与」（自衛官の人件費を含む）、財務省「長期債務残高の推移」（国のみ）

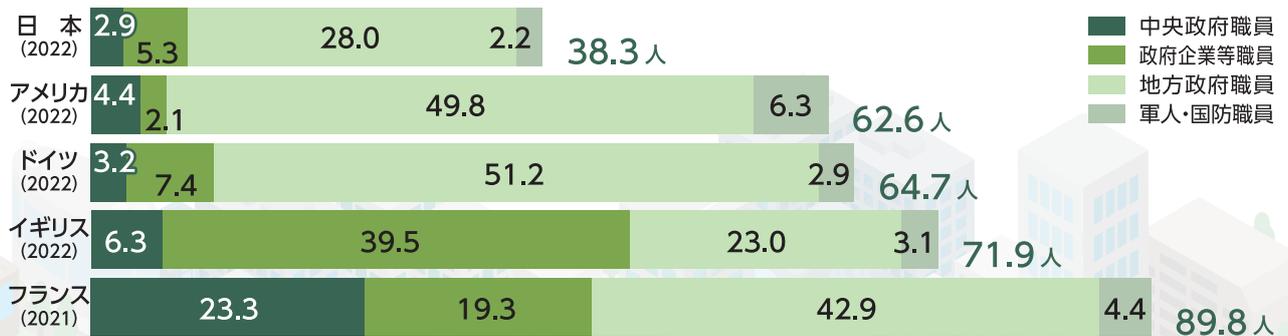
が突出しています。

「官製ワーキングプア」の増大

政府の定員管理政策は、非常勤職員（非正規公務員）の境遇も深刻化させています。「官製ワーキングプア」とも揶揄される非常勤職員は、一般的には定員外の職員です。その劣悪な雇用と労働の実態は、過剰な定員合理化により脆弱化した常勤職員の人的体制を補完するため、必要な勤務環境と人事制度を整備することなく、無秩序的に雇用を増大させてきたことに起因しています。

非常勤職員は、臨時・一時的な官職や業務に従事

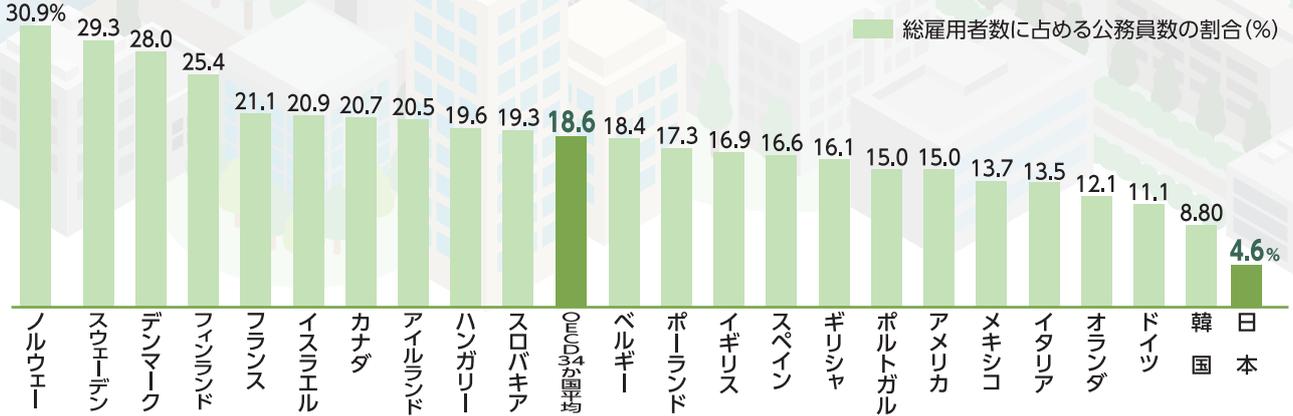
【グラフ3】 先進国のなかでも少ない公務員 人口千人当たりの公的部門における職員数の国際比較



出典：内閣人事局 HP

- (注) 1. 本資料は、編集時点における各国の統計データ等を基に便宜上整理したものであり、各国の公務員制度の差異等（中央政府・地方公共団体の事業範囲、政府企業の範囲等）については考慮していない。また政府企業等職員には公務員以外の身分の者も含まれている場合がある。
2. 国名下の（ ）は、データ年（度）を示す。
3. 合計は、四捨五入の関係で一致しない場合がある。
4. 日本の「政府企業等職員」には、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、特殊法人の職員を計上している。
5. 日本の数値において、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び特殊法人以外は、非常勤職員を含む。

【グラフ4】日本の公務員数はOECD最低、31か国平均の4分の1 総雇用者数に占める公務員数の割合



注:①各国2021年の総雇用者数に占める公務員数の割合。公務員数は、各国の国家公務員・地方公務員・公的部門職員合計。②日本の場合、公務員数には、独立行政法人や国立大学法人など公法人の職員数も含まれる。
資料:OECD[Government at aGlance2023]

するという前提のもと、その任期は1年を限度とされ、任期の更新に当たっては、公募に応募することが原則であるなど、極めて不安定な雇用を余儀なくされています。

2024年7月1日現在のところ、複数回にわたって任期を更新する非常勤職員は、全国の推計で81,297人であり、常勤職員を含めた一般職の国家公務員の約23.1%を占めています。もはや「臨時・一時的」という非常勤職員制度の前提が形骸化しています。

若者の「公務員離れ」を招く勤務環境

近年は、国家公務員の志願者の減少や若年層の離職の増加など、若者の「公務員離れ」が加速度的に深刻化しています。2023年度の国家公務員採用試験の一般職（大卒程度）の申込状況は、前年度と比較して6.3%減少、総合職が6.2%減少しました。2024年度では、さらに一般職が7.9%減少、総合職が5.4%減少しています。

また、若年層の離職者の増加傾向も顕著となっています。2017年度と2022年度を比較した辞職者数（定年退職などを除いた自発的な退職者数）は、59歳以下全体で22.4%増加している一方で、20歳以上24歳以下では35.4%、25歳以上29歳以下で

は88.6%、30歳以上34歳以下では44.2%増加しています。若者の希望する職業として国家公務員が選択されない傾向に拍車がかかっています。

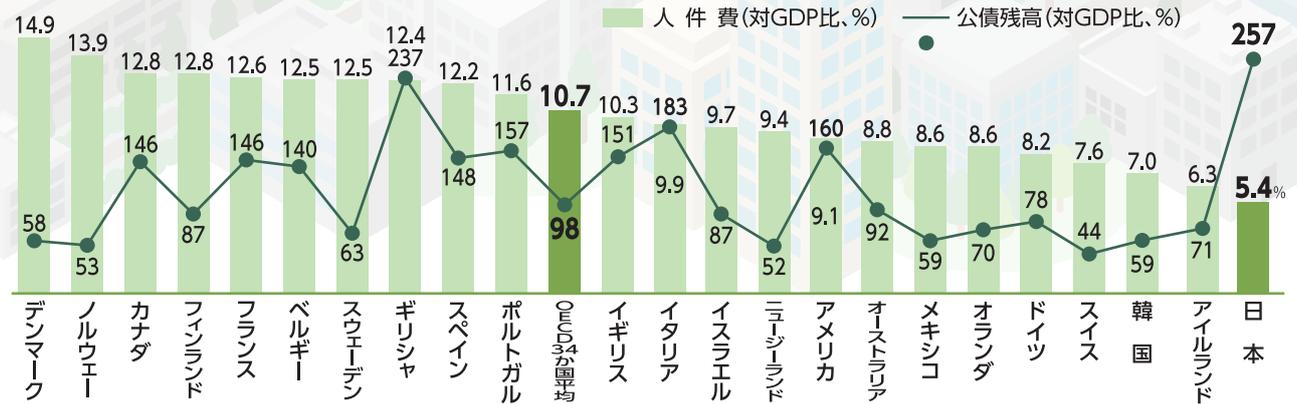
将来的に生産年齢人口が減少していくなかにおいて、安定的に人材を確保するためには、長時間労働の是正やワークライフバランスを推進するための人的体制とともに、民間企業と比較しても魅力のある職場環境を確保することが不可欠です。

「働き方改革」を阻害する職場の人的体制

人事院は2024年8月、「『超過勤務をめぐる現在の状況』に係る各府省アンケートの結果」を公表しました。「現在の人員確保の状況」として、全府省である45府省等のうち、37府省等が「恒常的な人員不足が生じている」と回答し、その理由として、「欠員補充が困難である」「退職や休業・休職者が増加している」「定員が不足している」などを挙げています。定員管理を担当する部局への要望は、定員合理化目標数の緩和、定員要求上限数の拡大などが特徴的です。長時間労働の是正に当たって、職場の人的体制の拡充、すなわち政府の定員管理政策の抜本的な転換が不可欠であることは、各府省の認識としても顕在化しています。

政府は、こうした実態を解消するに当たって、「働

【グラフ5】日本の公務員人件費は18年連続でOECD最低 国・自治体の人件費と公債残高(対GDP比)



注:①公務員人件費は、各国の国家公務員・地方公務員・公的部門職員の2021年の人件費(対GDP比) ②日本の場合、公務員人件費には、国家公務員・地方公務員だけでなく、独立行政法人や国立大学法人など公法人の人件費も含まれる。③各国の国・自治体の公債残高は2021年の対GDP比
資料:OECD,Stat

き方改革」や「業務見直し・効率化」などを強調する傾向にあります。しかしながら、各府省は、とりわけ定員合理化が激化した2005年度からの20年間にわたって、業務の縮減・簡素化、ICT化、民間委託化などをくり返してきたため、もはや「働き方改革」などで長時間労働を是正できる余地もありません。

【グラフ6】は、人事院が5年ごとに実施している「国家公務員長期病休者実態調査」の結果です。2021年度の10万人当たりの人数である長期病休者率は2,323.1であり、前回から383.1ポイント増加しました。その病因として「精神及び行動の障害」が1,701.2であり、前回から431.0ポイント増加するなど、5年前から急増しています。職員の長時間労働と長期病休を伴う健康被害、職場の人的体制の相関関係を否定できません。

わたしたちが求めるもの

大規模な自然災害などが発生するたびに指摘されることは、国の地方出先機関をはじめ、地方自治体や公的医療機関の人的体制など、過剰な行政合理化の悪影響です。2024年1月の能登半島地震や同年9月の豪雨災害では、それらがあらためて顕在化し、行政機関が本来の機能を発揮できないまま、早期の復旧・復興に至っていません。

これまでの政府の定員管理政策は、規制緩和をはじめとする新自由主義的な「構造改革」路線に基づき、市場化テストによる公務の民間開放や国の出先機関の地方移譲などと一体的に実施されてきたことを踏まえれば、国の行政責任を放棄するものでしかありません。

わたしたちは、こうした「行政改革」が招いた弊害を是正するため、国家公務員を大幅に増員し、国民本位の行財政・司法を確立することなどを求めています。

【グラフ6】長期病休者数及び長期病休者率の推移



注:平成13年度から平成18年度にかけての職員数の大幅な減少は、独立行政法人化、国立大学法人化等によるもの

2

国民のいのち・暮らしを支える 国の行政機関の重要性

国の出先機関の体制強化が国民や地域の安心・安全をまもる【公共事業】

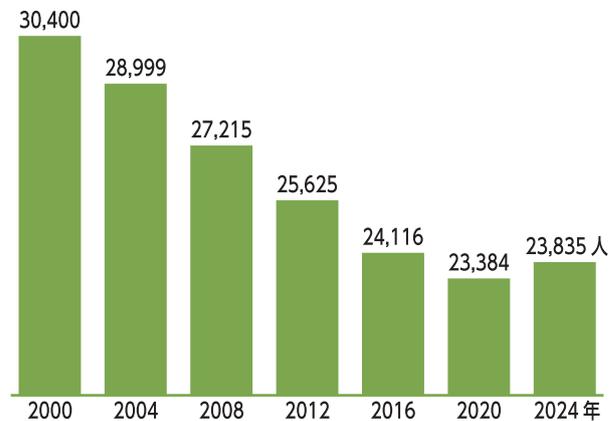
地方整備局および国土地理院は、広域的な交通ネットワークの幹線国道や大規模な河川、港湾、空港、地理情報など社会基盤の整備や維持管理等を行っています。また、大規模災害対応やインフラの老朽化対策にも地方自治体と連携しながらあたっており、国民の安心・安全をまもり、地域経済や日常生活を支えていくためになくてはならない国の機関です。

2024年1月に発生した能登半島地震のように、近年、国民の生命・財産を脅かす地震・豪雨・豪雪などの自然災害が頻発しており、地方整備局および国土地理院の出先機関である事務所・出張所、地方測量部が担う災害対応や防災対策の役割はますます重要になっています。

これらの業務にあたる現場の人員の定員数は、この5年で500人以上の定員増となったものの、政府の定員合理化計画により、それまでの20年間で

23%（約7,000人）が削減され、公共インフラの維持管理や大規模災害対応を行うための体制は脆弱なままです。国民、地域の安心・安全に責任を持った行政体制にしていくために、事務所・出張所、地方測量部の体制拡充が必要です。

■ 地方整備局の定員数の推移



増大する航空需要に対応し「空」の安心・安全をまもる【航空行政】

航空局は、航空管制業務や空港等の施設の維持管理、法律に基づいた許認可など、国内・国際を問わず「空の安全運航」を支えています。航空機の運航は国内のみならず、海外とのネットワークを形成してはじめて安全や公共性が維持できるものであり、そのためにも国による均一・高質な航空行政の確立が不可欠です。また、航空交通量は463万機（2004年）から649万機（2023年）と約1.4倍も大幅に増加した一方、航空の安全を支えている航空交通管制官等は、繰り返される定員削減により、4,961人（2004年）から4,134人（2023年）と約17%も大幅削減されています。

政府が推し進めるインバウンド拡大政策により、航空需要は今後も増加が見込まれる中、2024年1月に発生した羽田空港での航空機衝突事故をうけて航空管制官の緊急増員が決定されました。これまでも増員を要求してきましたが、事故が発生してからでは

遅いのです。また、管制官だけでなく、管制技術官や運航情報官といった専門性の高い職員についても、これまでの定員削減政策により過密労働を強いられています。いま、「空」の安全をより確かにするために必要なのは、定員合理化計画を即時中止し、大幅な増員で航空行政を充実させることです。

■ 増大する航空交通量と削減される航空交通管制官



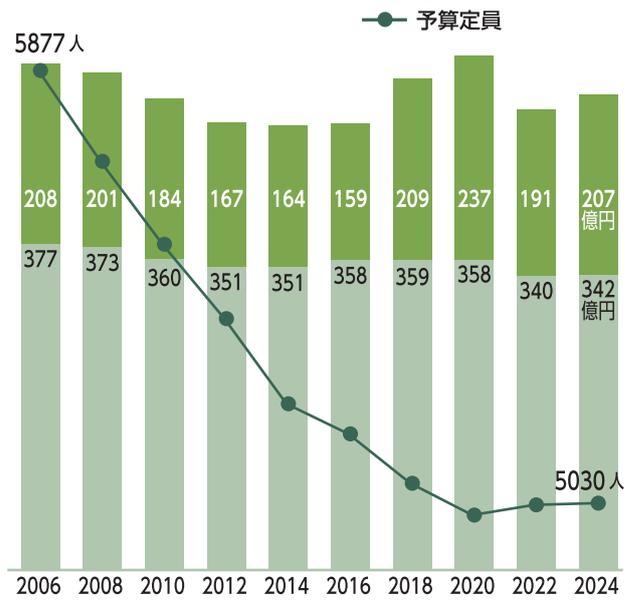
気象情報の体制強化が国民のいのちとくらしをまもる【気象行政】

気象台は、気象観測、警報・注意報などの防災気象情報を発表し、国の出先機関をはじめ、都道府県や市町村と連携して災害の予防、住民の安全確保など、防災機関として重要な役割を果たしています。近年、自然災害が頻発している状況下で、国民の気象業務に対する期待はますます高まっており、気象庁の責務は、いっそう重要となっています。国民の生命と財産をまもる防災業務を遂行していくためには、気象の監視や精度の高い観測を行い、その結果にもとづいた迅速で適確な気象情報を発表することが重要です。しかし、度重なる定員削減により、予報や観測業務が東京の本庁や大阪、福岡などの大都市にある気象台に集約され、気象台では目視観測通報の廃止（自動化）や夜間宿直体制への移行により組織と人員体制が大幅に縮小したことは、自治体をはじめとする防災関係機関や国民の期待とは相反しています。

一方で、あまりにも気象台の職員を削減したため、災害時の気象庁防災対応支援チームの派遣に支障をきたしています。自治体支援等は地元地方気象台が

対応できるよう、増員を求めてきたところ、定員増が実現しています。しかし、2024年1月に発生した能登半島地震では、すべての気象台で増員となっていなかったことから、国民の安心・安全の気象行政の責務を果たすために気象台の体制拡充が必要です。

■ 気象庁予算と定員の推移



陸・海の交通運輸の安心・安全をまもる

【運輸行政】

地方運輸局は、全国各地で陸上や海上での交通運輸分野における国民の安心・安全を確保する業務を担っています。

需給規制の撤廃などの行き過ぎた規制緩和によって事業者数の増加が過当競争を招いた結果、交通運輸労働者は他産業と比較して賃金は低く抑えられ、長時間労働が恒常化しています。そうしたなか2024年4月から施行された労働時間の上限規制や人材不足にともなう「物流の2024年問題」では、物流停滞が懸念されており、解消にむけた早急な対応が求められています。くわえて、バス路線の廃止・縮小、移動手段の乏しい交通空白地域の解消などの課題が山積していますが、これらの輸送手段は、国民全体の安定した生活に欠かせないことから、安心・安全を重視する規制の強化だけでなく、交通運輸労働者を確保するための事業者に対する補助が必要です。

また、物流や公共交通などのソフト面、自動車や船舶などのハード面の安全性を確保するためには、全国一律の基準で監査や検査を実施する必要があ

り、そのためには、国の責任において基準を作成し、事業者等に対する指導・監督を確実に行う必要があります。知床遊覧船事故や大手自動車メーカーの認証不正への対応など、国による監査等の重要性が増す一方で、相次ぐ定員削減により業務体制は悪化しており、地方運輸局の業務縮小や支局・事務所の統廃合が危ぶまれています。安心・安全の交通運輸行政の責務を果たすためにも体制の拡充が必要です。



外国船の救命艇を確認する外国船舶監督官

違法電波から国民生活をまもる

【情報通信行政】

身近な携帯電話やスマートフォン、タブレット、IoT 機器等のデータ通信端末、テレビやラジオをはじめ、今では家電製品でも電波の利活用がすすむなど、これら様々な無線通信システムは、国民生活に欠かせない重要なツールとなっています。普段当たり前のように使っているこうした機器等が使用できなくなった場合には、私たちの生活に大きな影響を与えることとなります。

総務省の総合通信局は、日本国内における情報通信関係の許認可や地域振興のほかに、海外から持ち込まれた機器や違法無線局の運用により、航空・海上無線、消防・救急・防災無線、携帯電話等の無線通信を妨害する恐れがある電波の発射源の探査、違法無線局の取り締まりを行う電波監視を行っています。また、最近ではLED機器や太陽光発電システムからの不要電波が無線通信に妨害を与える事例も確認されています。違法又は不要な電波発射源の特定には様々な機器を用いる必要があり、発射源を特定して

取り締まり等を行うには、専門的な知識と経験、熟練した技術力が必要です。

この間の定員削減により職員数は大幅に減り、電波監視を行う体制を維持することが困難となっています。無線通信への妨害の解消や自然災害時における情報通信の確保など国民の生命や安心・安全の生活をまもるためにも増員をはじめとする情報通信行政の体制拡充が必要です。



ポータブルの測定器を用いた屋外での電波発射源の探査

国民の働く権利をまもる

【労働行政】

日本の労働行政の定員は、他の先進諸国に比べて極端に少ない現状にあります。

憲法が定める勤労権保障を担う公共職業安定所（ハローワーク）について見ると、欧米先進国と比して職業紹介機関自体が少なく、かつ、職員1人当たりの失業者数はドイツ15人、フランス55人、スウェーデン42人に対し、日本は173人と約3倍以上の差があり、国民に対して十分な行政サービスを行う体制が整っていません。

また、労働条件確保等の役割を担う労働基準行政について見ると、2022年度の全国の労働基準監督官（以下、監督官）は3,094人であり、全国の民営事業所521万1千事業所に対して臨検監督を実施するのであれば、30年以上必要な計算になります（※2022年度は171,528事業場を監督し、監督実施率4.5%）。監督官1人当たりの労働者数はイギリス約11,900人、フランス約16,100人、ドイツ約6,600

人に対して日本は約21,000人であり、1.3倍～3.3倍の差があります。

実際、2017年度以降に実施した臨検監督における労働基準法等の違反率は68%以上と高止まりが続いている状況にあります。

また、2023年度の総合労働相談件数は121万412件であり、このうち民事上の個別労働紛争相談件数が26万6,162件を占め、とりわけ「いじめ・嫌がらせ」に関する相談件数の割合が高止まりしています。

さらに、雇用環境・均等部（室）では、仕事と家庭の両立支援や男女雇用機会均等の確保、女性活躍推進、労働紛争の指導・援助、各種助成金（とりわけ業務改善助成金については年々申請件数が激増）など多岐にわたる業務に加え、2024年11月にはフリーランス・事業者間取引適正化等法が施行され、職場の体制整備は急務です。

難病、感染症などから国民のいのちを救う

【医療行政】

国立病院は、すべての都道府県にある国立病院機構（全140病院）と国立高度専門医療センター（6施設8病院）の病院ネットワークを活用し高度医療とともに重症心身障害、筋ジストロフィー、神経難病、結核、精神疾患など、セーフティネットと呼ばれる民間では継続困難な不採算医療分野に加え、災害時等の国の危機管理に際して求められる医療を提供し地域医療を守る役割を担っています。

しかし、国立病院機構の運営費交付金は、2012年度から診療事業の補助がゼロに、2021年度には、全廃され、自収自弁での運営が求められる中で、人件費や建物・医療機器等の投資を抑制せざるを得ない状況となっています。また、2004年の独立行政法人化以降、総病床は約7,500床、結核は約3,000床も減少しています。

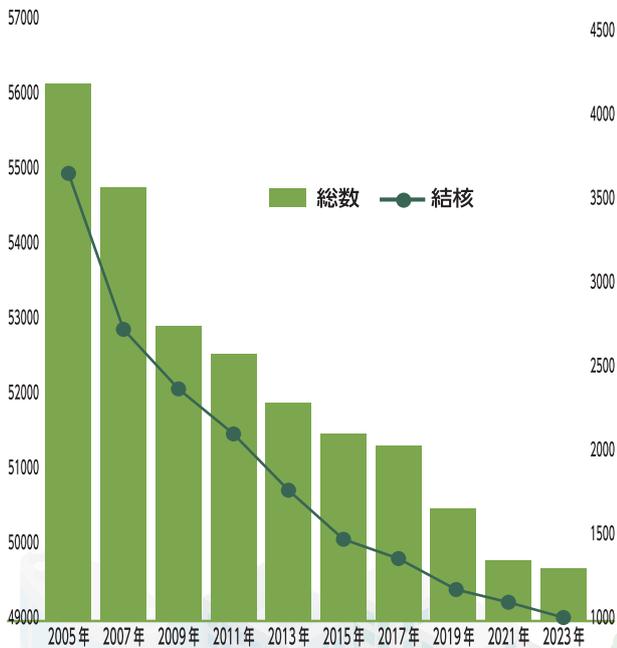
今求められるのはコロナ禍の教訓に学び、更なる新興感染症や災害などから、国民の命を守ることであり、安全・安心の医療提供のためにも、医師・看護師等の医療従事者の増員を含めた国立病院の機能強化が必要です。

国立ハンセン病療養所では、入所者の平均年齢は、88歳を超えハンセン病の後遺症とあわせて、老年症候群の発症により医療・看護・介護の必要性は格段に高くなっているものの、人員不足のため入所者ニーズに十分に答えられない状況になっています。

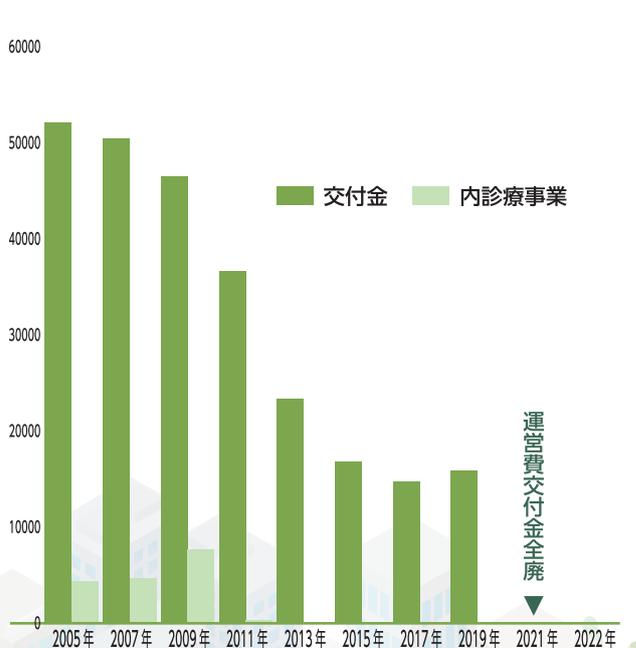
国の誤った隔離政策により帰るべき故郷を奪われ、家族からも切り離された入所者にとって、社会のなかで生活するのと遜色のない水準で生活し、療養を受けられるようにすることは国の責任です。少なくとも政府の定員合理化計画から国立ハンセン病療養所を除外すべきです。

また、国立病院・療養所の運営は、医療職だけでなく、調理師・看護助手・クリーニング・施設管理・事務等多くの職種の連携で成り立っています。国のアウトソーシング政策によって、退職後の補充は一切なく、「業務委託」が拡大され、安さを最優先することにより、患者・入所者サービスの低下や職場の混乱、低賃金の委託労働者の拡大など、多くの問題が生じています。必要人員を直接雇用職員によって配置し、給食や療養環境の改善をはかることが急務です。

国立病院機構の運営病床の推移



運営費交付金の推移



国民のいのち・くらしを支える国の行政機関の重要性

社会福祉・社会保障・公衆衛生の向上で国民のくらしをまもる【厚生行政】

厚生労働省の地方支分部局である地方厚生局は、国民生活の保障、社会福祉、社会保障、公衆衛生の向上及び増進などに関わる行政を任務としています。消費税増税や社会保障制度改悪により貧困と格差拡大がすすむなか、憲法25条を活かした健康で文化的な生活が営める社会となるよう、厚生労働行政に対する国民の期待が高まっています。

しかし、地方分権の名のもとにすすめられている国から地方への事務・権限の委譲は、行政を支える専門的知識を持った人材やそれを支える予算は確保されず、国から地方に行政をほぼ丸投げするという実態にあります。国民生活の安定と向上のためにも、国の行政機関が責任をもって行うべき業務です。

老朽化がすすむ国立福祉施設

国の社会福祉事業を担う国立障害者リハビリテーションセンターは、全国に6施設ありますが、どの施設も設立後40年から70年経過し、建物も雨漏りがするなど老朽化がすすんでいます。空調設備等も旧式で修理が追いつかず、入所者の健康や安全に差し障りかねない事態も生じています。これらの施設は、大規模災害時の福祉避難所となっていますが、現在の状態で本当に対応できるか不安視されています。また、介護福祉に携わるエッセンシャルワーカーにも定員削減が及んで職員数は年々減少、宿日直のシフトを組むことすら困難になっています。障がい者の自立、および社会参加を支援する国立福祉施設の役割を正に評価し、施設を整備・拡充、人員体制を増強することが求められています。



老朽化により剥がれおちる壁
(国立障害者リハビリテーションセンター)

感染症対策の後退を招きかねない

国民を感染症から守る使命を果たしてきた国立感染症研究所は、2025年4月に国立国際医療研究センター（NCGM）と統合され、特殊法人「国立健康危機管理研究機構」（JIHS）が設立されます。すでに法人化された研究機関の例からも、法人化された組織では経済効率が優先され、短期間に成果を上げることが要求され、研究はプロジェクト研究が中心に置かれることなどが容易に想定されます。感染症の業務は、国民の予防衛生や国防に直結するインフラであり、論文数や研究費獲得、経済効果を指標とした競争的原理によって左右されるべきではありません。新機構では、希少感染症の研究など、国で行えない研究を確実に維持するとともに、諸外国と比べて脆弱な予算や人員体制の改善が求められます。国が明確に責任を持つ感染症研究と感染症対策の拡充こそ、国民生活の向上と国民経済の発展にとって不可欠です。

■ 国民の健康をまもる使命が果たせない



不安視される医療・年金の業務運営

傷病や老後の不安定な生活から国民をまもり、穏やかで安心な生活を保障するための医療保険や年金制度は、本来、国が責任をもって直接行うべき行政サービスです。しかし、その業務運営は、社会保険庁の解体民営化によって設立された全国健康保険協会や日本年金機構に委託されています。これらの組織の職員は、半数が非正規職員で占められており、雇い止めや離職率の高さから不安定な業務運営を行わざるを得ない状況にあります。また、民間企業への業務再委託が推しすすめられており、個人情報漏洩などの問題発生が危惧されています。国民が安心できる医療や年金制度の確立には、複雑な制度に精通した職員の雇用確保とともに、業務再委託に頼らない責任を持った業務運営が必要です。

3

国民の権利と財産をまもり 誰もが安心してくらせる 社会の実現

国民の権利と財産をまもる

【法務行政】

法務局は、国民の権利や財産を保護する登記、戸籍、国籍、供託、遺言書保管、相続土地国庫帰属の民事行政事務、国民の基本的な権利をまもる人権擁護事務、国の利害に関係のある訴訟活動を行う訟務事務を行っています。

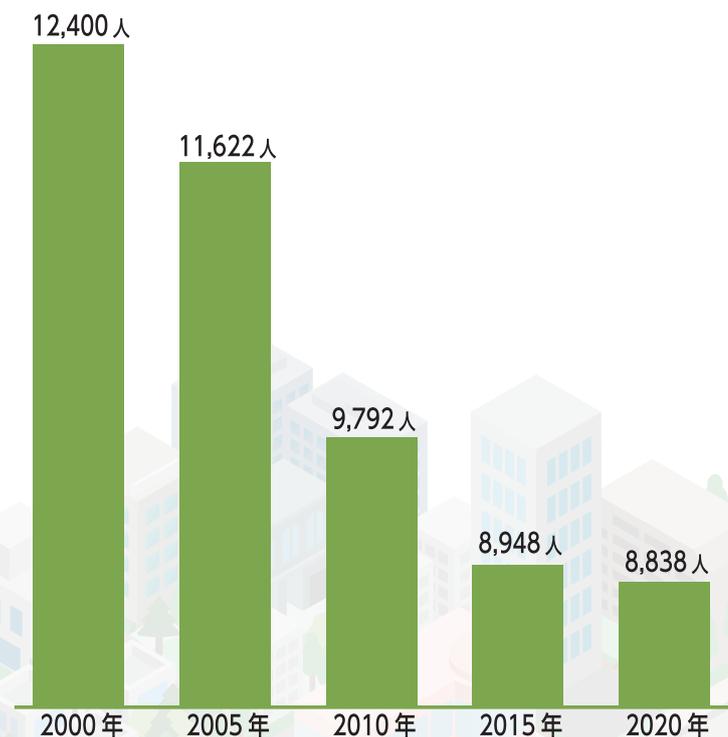
不動産登記事務では、国民の重要な財産である土地や建物などの不動産一つひとつについて、その所在・面積などの現況と所有者などの情報を法律にもとづき適正に審査して登記簿に記録し、権利関係などの状況が誰にでも分かるように公示しています。

法務局の登記職場では、大都市や被災地など地域の実情・ニーズを踏まえ、全国で「法務局地図作成事業」を実施しています。また、所有者不明土地対

策の推進として、「法定相続情報証明制度」、「長期相続登記等未了土地解消作業」、「表題部所有者不明土地解消作業」、「自筆証書遺言書保管制度」、「相続土地国庫帰属制度」、「相続登記の申請義務化」をはじめとした各種施策を全国で実施しており、更なる体制整備が必要となっています。

国民の期待に応えるべく職員は日々奔走していますが、職場では圧倒的に職員が不足している状況にあり、国民の期待する法務行政を行うことが困難な状況となっています。行政需要に見合った人的体制の拡充が行われず、今後も定員削減が続けば、地域住民の生活に密着した法務行政サービスの提供が危ぶまれます。

■ 2000年度以降における法務局の定員の変遷





様々な紛争解決手続きを担う裁判所

【司法】

裁判所には毎日、数多くの事件や相談が持ち込まれます。裁判所の仕事は幅広く、刑事・民事の裁判から家庭内の紛争や少年の処分もあります。その他にも国民の権利をまもり、紛争を解決する様々な手続きを担っています（表参照）。

社会や経済の仕組みが複雑になり、家族や個人のあり方も様々な変化を見せている昨今、価値観の多様化から、裁判所に申し立てられる事件の内容も複雑になっています。特に、2026年までに離婚後共同親権を規定した改正民法が施行されます。それらを適正・迅速に処理するためには、これまで以上に裁判所の体制整備が必要です。

いま裁判手続のデジタル化がすすめられています。利用しやすいシステムを作るとともに、トラブルなく安定的に稼働し、セキュリティも確保されたものとするのが重要です。また、誰もが利用できるよう、裁判所の窓口に機器を置いたり、利用者をサポートする職員を配置することも必要です。しかしながら、裁判所の予算は、国全体の予算のわずか0.3%しかありません。裁判官をはじめとする職員の人的体制の拡充、庁舎設備の改善、IT・デジタル化など、国民が利用しやすい裁判所にするために予算の拡充が必要です。

成年後見	認知症など判断能力が不十分な方を保護するため、本人のために契約などの法律行為を行う人を選ぶ手続き
調停	生活の中で生じる身近なトラブルや親族間の問題などについて、裁判所が間に入って話し合いで解決する手続きで、今後、離婚後共同親権導入に伴う事件に対応する必要がある
労働審判	労働者と使用者との間で起きる紛争について、裁判所が間に入って話し合ったり、解決策を示す手続き
破産	負債を抱えて経済的に破綻した場合に、債権者に公平に残った財産を分配し、債務の弁済を終わらせる手続き
保護命令	DV（配偶者暴力）の被害者を加害者から引き離し、被害の拡大を防ぐための手続き
家事審判	子の氏の変更の許可、養子縁組の許可、相続放棄申述の受理、氏又は名の変更の許可、離婚後の財産分与、親権者の指定又は変更、遺産分割など様々な手続きがある

2023年度の新規事件数

民事・行政事件	1,477,567 件	家事事件	1,182,508 件
刑事事件	864,301 件	少年事件	53,361 件

4

食の安全や安定供給を確保し 地方の経済を元気に

国民の健康や安心・安全を水際で確保する

【税関行政】

税関は、財務省関税局と、函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎及び沖縄地区の9税関により全国を24時間の体制で管轄し、1万余の職員で運営しています。

税関が果たしている役割の1つ目は、適正かつ公平な関税等の徴収と通関です。税関で徴収する関税、消費税等は、日本の国税収入の約1割を占めています。関税等の適正な賦課及び徴収を確保するため、積極的な情報提供を通じて、適正な申告が可能となる納税環境を整備するとともに、積極的な諸施策を講じています。また、輸出貨物や輸入貨物は輸出入申告が正しく行われているか、国内法令等によって必要な書類が添付されているか等を審査しています。

2つ目は大麻や覚醒剤等の不正薬物、偽ブランド品などの知的財産を侵害した物品、テロ関連物品、銃砲等密輸出入などを水際で取締り、国民の健康や安心・安全をまもることです。

コロナ禍で一時的に入出国の旅客数は激減しまし

たが、輸出入申告件数や不正薬物などの密輸出入は減少しませんでした。コロナ禍が収束し訪日旅客数は増加しており、税関の水際での取締りの重要性は増えています。

3つ目は貿易の円滑化をはかることです。税関では、手続やシステム運用等の改善を行うなど、利用者の利便性の向上等を通じた貿易の円滑化のとりくみをすすめています。また、経済のグローバル化がすすむもと、2国間や地域で協定を締結する自由貿易協定(FTA)や経済連携協定(EPA)が推進されています。そのため税関の現場では協定ごとの規則、税率に対応すべく、業務が複雑化しています。

税関の仕事は、経済安保に係る取締りなども加わり、より高度化、複雑化、煩雑化しています。国民の安心・安全をまもる税関職員が安心でき、かつ、誇りを持って職務をまっとうできるだけの人員増が必要です。

食の安心・安全、地域の農林水産業を支える

【農水行政】

農水行政は、食の安全確保と安定供給、農業経営の安定、農業構造の強化、農山漁村地域の活性化など、幅広いとりくみを行っており、国民の生活に直結する行政です。

現在、地球温暖化による干ばつや風水害など天候不良の増加、ウクライナ危機などによって、国際的に穀物が不足し、農産物等の価格の高騰が続いています。そうしたなか、私たちの食を支える農林水産業は、担い手の減少、輸入自由化などで縮小・衰退し、食糧自給率は38%（カロリーベース）と低迷したままです。

国民の食を安全・安定的に供給することは、国の責任で行うべきであり、輸入自由化や食の安心・安



洪水写真（提供：国土交通省東北地方整備局）

全を破壊する規制緩和を許さず、農林水産業をまもり活性化させていく行政体制が必要です。

公正・公平な審査等を迅速に行い、イノベーションを促す 【特許行政】

2023年度における特許出願は30万件弱であり、2,000人弱の審査官が審査しています。しかし、知財推進計画により、特許の権利化までの期間を平均14か月以内とする目標が、2033年度まで継続することから、2022年度から審査官の処理件数は8%上昇し、審査官は年360時間の超過勤務上限規制を超え、審査しています。

さらに、経済安全保障推進法に則った「特許出願の非公開化」制度が2024年度から開始されました。「非公開化」の判断は原則、出願された日から3か

月以内に結果通知することから、審査官の業務負荷が発生すると共に、方式審査専門官においても期間管理及び新たな通知書の作成・発送を行うなど業務負荷が発生しました。

2024年度定員として、「特許出願の非公開化」に対応するため、方式審査専門官5名が増員されましたが、業務量に見合う執行体制には至っていません。円滑な特許行政運営のためには、さらなる増員が必要です。

地方の産業を支え安定した地方経済を活性化させる 【経産行政】

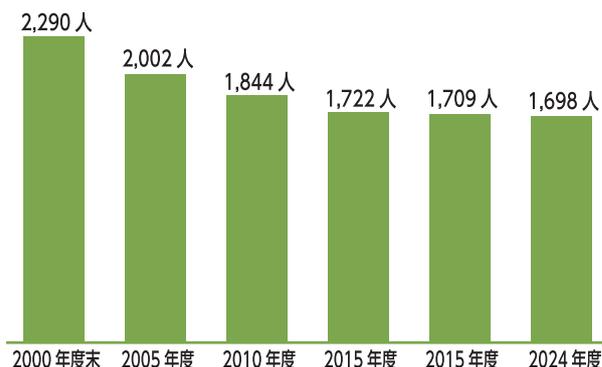
経済産業局は、全国8局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州）、1支局（北陸）体制です。地域経済再生を進め消費者保護等、地域で働き安心して生活できる環境を整備する経済産業局の役割はますます重要となっています。

業務の困難性や専門性が増すなか、経済産業局の体制は2000年度から2024年度までに2,290人から1,698人と592人もの職員が削減されています。さらに、経済産業省本省では、新規採用者数が予定者数を下回り、中途退職者も増えていることから定員割れを起こし、経済産業局から本省への出向者が増えています。

2022年度からは純増に転じていますが、エネルギー価格高騰をはじめとした物価高騰対策を推進す

るなか、地域経済再生、消費者保護等のためには、経済産業局において地域や業務に精通する職員を増やす必要があります。

■ 経済産業局の定員推移



国民の安全確保、産業設備保全に大きな役割を果たす

産業保安監督部は、全国5部（北海道、関東東北、中部近畿、中国四国、九州）・3支部（東北、近畿、四国）・1署（那覇）体制で、電力、都市ガス、LPガス、高圧ガス・コンビナート、鉱山、火薬類、熱供給の安全を担当しています。これらの事故がひとたび起これば、国民の生命、財産、経済活動に深刻な被害をもたらします。産業保安監督部は、国民の安全確保、産業設備保全に大きな役割を果たす組織です。

さらに近年頻発する自然災害発生時には即座に、産業設備保全に奔走しています。

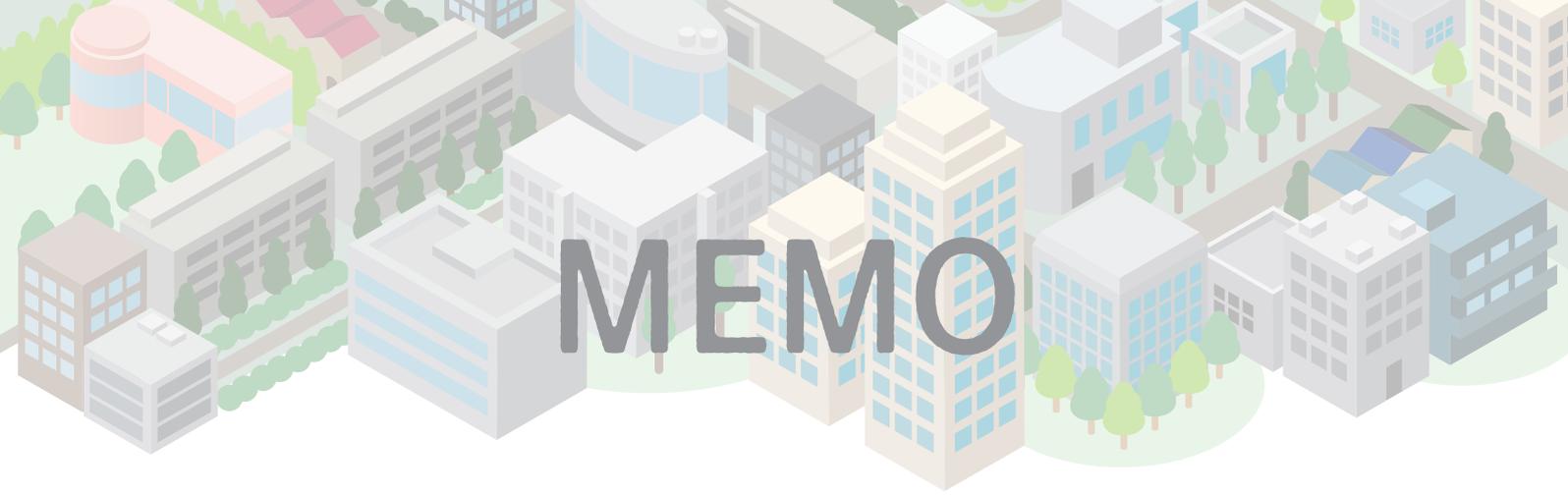
しかし、2005年度から2020年度までに369人から308人と61人の職員が削減されました。2021年度からは純増に転じ、2024年度の人員は

320人にまで回復しましたが、再生可能エネルギー発電設備が増えていることから検査数も増え続けている状況です。

国民の安全確保、産業設備保全のため、産業保安監督部の体制確保・拡充が必要です。

■ 産業保安監督部の定員推移





MEMO



国公労連プロフィール

日本国家公務員労働組合連合会（国公労連）は、1府7省（内閣府と総務、法務、財務、文部科学、厚生労働、経済産業、国土交通の各省）や、裁判所およびその関係する独立行政法人や国立大学法人などに働く正規・非正規の国公関連労働者で組織する19組合の産業別労働組合です。

国公労連加盟組合

総理府関係労働組合連合会（総理府労連）

内閣府。独立行政法人 — 放射線医学総合研究所、宇宙航空研究開発機構

全行管職員組合（全行管）

総務省 — 行政管理局・行政評価局、管区行政評価局など

全国税労働組合（全国税）

国税庁、国税局、税務署

全国税関労働組合（全税関）

税関

全司法労働組合（全司法）

最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所、検察審査会

全法務省労働組合（全法務）

法務省、法務局・地方法務局、保護観察所、出入国在留管理庁、少年院施設など

文部省関係労働組合協議会（文労）

文部科学省、独立行政法人 — 国立科学博物館、国立文化財機構など。国立大学共同利用機関法人 — 国文学研究資料館など

全厚生労働組合（全厚生）

厚生労働省、地方厚生局、試験研究機関（国立医薬品食品衛生研究所など）、社会福祉施設（国立障害者リハビリテーションセンター）など。独立行政法人等 — 医薬基盤・健康・栄養研究所、日本年金機構、全国健康保険協会など

全労働省労働組合（全労働）

厚生労働省、都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所など

全日本国立医療労働組合（全医労）

厚生労働省国立ハンセン病療養所など。独立行政法人 — 国立病院機構、国立高度専門医療研究センター

全経済産業労働組合（全経済）

経済産業省、特許庁、資源エネルギー庁、中小企業庁、地方経済産業局。独立行政法人 — 産業技術総合研究所、製品評価技術基盤機構、工業所有権情報・研修館など

国土交通労働組合

国土交通省、国土技術政策総合研究所、国土地理院、地方整備局、地方運輸局、地方航空局、気象庁、気象台など。独立行政法人 — 土木研究所、海上・港湾・航空技術研究所、海技教育機構、航空大学校、自動車技術総合機構など

全情報通信労働組合（全通信）

総務省 — 国際戦略局、情報流通行政局、総合通信基盤局、サイバーセキュリティ統括官、大臣官房、電気通信紛争処理委員会事務局、情報通信政策研究所、地方総合通信局、沖縄総合通信事務所。独立行政法人 — 情報通信研究機構

沖縄総合事務局開発建設労働組合（開建労）

内閣府 — 沖縄総合事務局開発建設部、事務所

外国人技能実習機構労働組合

認可法人 — 外国人技能実習機構、地方事務所・支所

国家公務員一般労働組合

（国公一般）

オブザーバー加盟組合

国家公務員共済組合連合会病院労働組合（国共病組）

KKRの病院

国家公務員共済組合連合会宿泊施設労働組合（宿泊労組）

KKRの宿泊施設

全国大学高専教職員組合（全大教）

国公立大学、高専など



国公労連
日本国家公務員労働組合連合会

〒105-0003 東京都港区西新橋1-17-14
西新橋エクセルアネックス3F
TEL 03-3502-6363 FAX 03-3502-6362
E-mail: mail@kokko.or.jp